



8月24日(水)と25日(木)の2日間、金融庁において「子ども霞が関見学デー」が開催されました。

(左：審判廷での模擬審判 右：生島ヒロシ先生の講話)

目次

【トピックス】

- 利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立について…………… 2
- 「平成16年度実績評価書」、「平成17年度事業評価書」、「平成16年度総合評価書」
及び要旨の公表について…………… 6
- 平成18年度税制改正要望について…………… 7
- 平成18年度概算要求の概要について…………… 8
- 「人材ネットワーク」の構築について…………… 10
- 経営健全化計画の見直しについて…………… 13
- 経営健全化計画の履行状況報告について…………… 13
- 17年5月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について………… 14
- 「主要行等向けの総合的な監督指針」(案)について…………… 20
- 子ども霞が関見学デーについて…………… 22

【金融ここが聞きたい!】…………… 23

【金融便利帳】

- 「グリーンシート」について…………… 25

【お知らせ】

- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中…………… 26
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 26

【8月の主な報道発表等】…………… 27

【トピックス】

利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立について

1. 金融改革プログラム

昨年12月24日に公表した「[金融改革プログラム](#)」においては、利用者の満足度の高い活力ある金融システムを創造するため、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備するための施策の1つとして、「利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立」を掲げています。

わが国の金融システムを巡る局面（フェーズ）は、「[金融再生プログラム](#)」の実施等により不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面に転換しつつあります。こうした環境変化の中で、各金融機関においても、不良債権問題を正常化させていくことに経営の大きな課題があった局面から、経営の自由度が広がる局面へと転換しつつあり、多様化する利用者のニーズに応じた金融商品・サービスが開発され提供されることが望まれています。

その中で、金融庁としては、利用者側に立っての金融サービスの向上、そして競争力の強化といった質の向上を目指した改革を推進しています。こうした改革の推進にあたっては、各金融機関において、多様化する利用者ニーズを積極的に把握することに努め、的確に、利用者ニーズに対応した経営改善を行うことで利用者からの信頼を獲得すること、すなわち利用者側に立った金融機関の経営を実現することが重要と考えています。

2. 利用者満足度向上に向けた取組みの実態調査

平成17年3月31日から4月28日にかけて、現状の利用者満足度アンケートや苦情・相談に対する取組みの実態調査を行い、各業界団体を通じて、各金融機関宛に調査を依頼し、預貯金取扱金融機関744、保険会社81、証券会社等453、貸金業者44、合計1,322の有効回答を得ました。

（注. 証券会社等は証券会社及び投資顧問業者を指します。以下同様。）

利用者満足度アンケート調査実施率は、預貯金取扱金融機関で約38%、保険会社で約69%、証券会社等で約9%、貸金業者で約34%でした。

実施していない理由は、業態毎に以下の通りです。

- | | | |
|------------|-----------------------------------------------------|-----------------------|
| ○預貯金取扱金融機関 | ・ご意見箱等で苦情・相談を把握 | ・渉外担当の苦情等聞き取り |
| ○保険会社 | ・コールセンター等で苦情等を把握 | ・再保険会社である等利用者が機関投資家中心 |
| ○証券会社等 | ・利用者との対面営業時に苦情等を把握 | ・顧客が少数又は機関投資家中心 |
| | ・自己売買業務（注. 自己売買業務：証券会社等が、自分の勘定を使って株や債券、為替などに投資すること） | |
| ○貸金業者 | ・コールセンター等で苦情等を把握 | ・特定顧客向けの貸金業に特化 |

アンケート実施金融機関については、専門部署で改善策を検討する、定期的に役員会に報告し改善策を検討するなど、ほぼ全てが、調査結果の活用を行っていました。一方で、調査結果の公表、及び調査結果に基づく改善事項の公表については、いずれも定着していない状況にあります。

- | | | | | |
|-----------|------------------|------------|-------------|------------|
| ○調査結果の活用 | ：預貯金取扱金融機関 95.7% | 保険会社 100% | 証券会社等 97.6% | 貸金業者 100% |
| ○調査結果公表 | ：預貯金取扱金融機関 14.6% | 保険会社 26.8% | 証券会社等 17.1% | 貸金業者 13.3% |
| ○経営改善内容公表 | ：預貯金取扱金融機関 8.5% | 保険会社 3.6% | 証券会社等 17.1% | 貸金業者 13.3% |
- （注. いずれもアンケート実施金融機関における実施率）

苦情・相談については、お客様相談室、コールセンターといった部署を設置しての対応が多く見られ、多数の金融機関が、利用者から寄せられた苦情・相談を業務運営へ反映させる対応を行っています。

3. 「利用者満足度向上に向けた懇談会」の開催

当該施策の実施にあたり、金融機関が広く利用者の声を把握する一助とする観点から、平成17年

5月～7月にかけて、有識者、利用者、業界団体から参加を得て、業態毎（預貯金取扱金融機関、保険会社、証券会社等、貸金業者）に、各2～3回の「利用者満足度向上に向けた懇談会」を開催しました。

懇談会では、各業態の特性も踏まえ様々な意見が寄せられたが、以下の基本的考え方については、ほぼ共通に示されました。

- 各金融機関が、組織的に利用者からの意見・苦情等を把握する仕組みを構築することが必要である。
- 利用者の声を十分に把握し、経営改善に反映する取組みについては、各金融機関の自主性を尊重すべきである。
- 利用者に対する情報提供を充実させるという観点から、こうした取組みは、各金融機関等が積極的に公表すべきである。

業態毎の懇談会の概要については、別添の「[利用者満足度向上の懇談会](#)」概要（ポイント）を参照願います。

4. 利用者満足度向上に向けた取組みの金融機関への要請

平成17年8月10日に、業態毎の業界団体を通じて、傘下金融機関等において、利用者満足度アンケート等の各金融機関の選択するさまざまな手法にて、利用者の意見・苦情等を把握する取組みを実施すること、また、そこで寄せられた利用者からの意見・苦情等を踏まえて平成17年度に経営改善を行った項目等について、平成18年6月末日までに公表されるよう、要請を行いました。平成18年度についても、同様の要請を行うことを予定しています。

当該要請は、各金融機関の自主的な取組みを促すものであるため、仮に要請に基づく取組みを実施しない金融機関があったとしても、当該金融機関に対し、特段の行政措置をとることは考えていません。しかしながら、利用者満足度の向上にむけ、各金融機関において、積極的に取組まれることを期待しています。

5. 終わりに

利用者の声を把握し、それを踏まえた経営を行うことが重要であることは言うまでもないことと考えられますが、「民間金融機関が自主的に行うことではないか」という意見も、懇談会等で寄せられたところでもあります。金融庁としても、こうした意見や各金融機関で実際に行われている自主的な取組みを尊重するところではありますが、将来の望ましい金融システムを目指すうえで、各金融機関に、これまで以上に、利用者満足度向上に向けた自主的な特色ある取組みを行い、その業務や金融商品・サービスの改善を行うことが望ましい、また、行った取組みについてはできる限り公表し、広く利用者に情報提供することが望ましいと考えています。

具体的には、各金融機関が、利用者の声を生かして業務改善を行い、さらにその改善内容を公表することによって、利用者保護の更なる充実が図られることが期待されます。また、マーケティングの一環として利用者のニーズを掘り起こすことによって、各金融機関が特色ある金融商品・サービスを開発する等の改善を行い、その内容を、各金融機関の経営判断のもと、できる限り公表することによって、利用者にとって手軽に分かりやすく自分の望む金融商品・サービスを受けることができるようになることが期待されます。

金融庁としては、各金融機関に対し、こうした取組みをなお一層推進するよう促すこと等によって、金融改革プログラムの目標とする、利用者の満足度の高い金融システムの実現に向けた環境整備を図って参ります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[利用者満足度向上に向けた懇談会の概要](#)」（平成17年8月9日）にアクセスしてください。

「利用者満足度向上に向けた懇談会」概要（ポイント）

	預貯金取扱金融機関	保険会社	証券会社等	貸金業者
利用者満足度向上に向けた取り組みについての基本的考え方	<p>○利用者に対する情報提供の充実により利用者と金融機関との間の情報格差を埋める観点からは、少なくとも、何らかの形で、組織的に利用者からの意見・苦情等を把握し、これを利用者へ情報提供する仕組みを構築することが必要。</p> <p>○金融機関が利用者の声を十分に聞き、経営改善に反映することについて、金融機関の自主的な取り組みを尊重すべき。</p> <p>○今回の調査は、単なる苦情調査と異なり、顧客満足度の向上、金融サービスの質の改善につながる必要があることが必要であり、このことが金融改革プログラムの趣旨にも合致する。</p> <p>○金融機関は、利用者からの意見等を調査した結果を経営改善に結びつけるような組織を構築することが重要ではないか。</p>	<p>【利用者の声の調査】</p> <p>○各保険会社において自主的に、何らかのかたちで組織的に利用者からの声を把握する仕組みを構築することが必要。</p> <p>○将来の保障のために加入する時点から、本当の保険の必要性が生じる保険金支払の時点まで、時間差がある保険商品の特性に鑑み、加入の際の満足度だけでなく、保険金支払の際の満足度を把握することが必要。</p> <p>○利用者の声の調査、共有、改善・向上への取り組みという一連のプロセスにおいて、会社外部から利用者が参画しチェックすることが必要。</p> <p>【苦情・相談への対応】</p> <p>○組織的に苦情・相談を把握・管理する仕組みを構築し、苦情・相談にどのように対応しているかをプロセス管理し、経営陣が適切に関与することが必要。</p> <p>○苦情・相談への対応が適切になされているか、会社外部から利用者が参画し、チェック・検証を行う仕組みを構築することが必要。</p>	<p>○現状、利用者が求める「安心・安全」のための情報が十分に提供されていないことから、組織的に利用者からの意見・苦情等を把握する仕組みを構築することが必要。</p> <p>○証券業界等では、利用者満足度向上に向けた取り組みを行うことにより、貯蓄から投資への流れを促進するという意味があるのではないかと。</p> <p>○金融庁が、利用者ニーズ把握の取り組みを要請するのであれば、そのニーズ把握は金融機関のマーケティングや収益向上のためでなく、あくまで利用者のために行われるべきとの意見があった。他方、利用者のためのニーズ把握も究極的には収益向上につながるものではないかと意見があった。</p>	<p>○貸金業者・業界団体が利用者の声を十分に聞き、それを踏まえ各貸金業者が自主的に経営改善を行うことが、業界全体のイメージ、満足度の向上につながるのではないかと。</p> <p>○利用者満足度アンケートの実施に当たっては、実際のところいろいろ制約はあると思うが、アンケート実施を契機に、業者と利用者との間の対話が始まるということが重要である。現時点では、できることから始めるということではないかと。</p>
利用者満足度調査等のあり方	<p>○調査方法については、基本的に金融機関の自主的な判断に任せることが適当。</p> <p>○本件調査は1回限りではなく、顧客の満足度が向上しているかどうか継続的に金融機関が調査することで効果が得られるのではないかと。</p> <p>○苦情・相談についての満足度を調査することは非常に有効。</p>	<p>【利用者の声の調査】</p> <p>○アンケート調査の他、契約内容の定期的なお知らせ、コールセンターから利用者への連絡、ダイレクトチャネルにおける利用者からの返信等の機会を活用することも考えられる。</p> <p>【苦情・相談への対応】</p> <p>○いわゆる製販分離が進展する中で、販売代理店・募集人に持ち込まれた苦情・相談についても保険会社がしっかりと把握し、情報を共有する仕組みを整備する必要がある。</p>	<p>○対象（「利用者」）は基本的に個人投資家であるが、機関投資家についても対象とすべきではないかと。また、個人投資家と機関投資家の調査結果は、分けて示す必要があるのではないかと。</p> <p>○対象には、「これからの利用者」「かつての利用者（過去に投資経験のある者）」を含めるべきではないかと。</p> <p>○金融機関によって、規模、顧客層等様々であり、画一的な調査方法を求めるべきではない。</p>	<p>○アンケートの調査方法については、より客観的な回答を得るためには、第三者に委託して行う必要があるのではないかと。</p> <p>○貸金業の現在の利用者に加え、過去に利用したことがある者など、幅広く利用者の声を調査する必要があるのではないかと。</p> <p>○貸金業における各業態（消費者金融、事業者金融等）の特性に合わせたアンケート調査等を行うこととする必要がある。</p>
調査結果を踏まえた改善結果の公表等	<p>○利用者の声の調査結果を踏まえて、経営改善につながったもの等については、各金融機関から可能な限り公表することが重要。</p> <p>○公表方法も自主的な判断に任せることが適当であるが、いかに改善されたかの結果報告、顧客の満足度、顧客の評価は加えてほしい。</p> <p>○各金融機関において、調査結果を活用する仕組みづくりについて検討していく必要がある。</p>	<p>【利用者の声の調査】</p> <p>○利用者の声の調査結果を踏まえて、商品・サービスの改善・向上にどのようにつながっているか等について、各金融機関から公表することが重要。</p> <p>○改善例としては、帳票の改訂、資料の充実、手続きの見直し、運営の改善、商品・サービスの見直し等が考えられる。（苦情・相談共通）</p> <p>【苦情・相談への対応】</p> <p>○トラブルになっている典型的な事例について、きちんと公表して示すことにより、消費者に対する注意喚起、意識の高まりを促すことになると考えられる。</p> <p>○約款を明瞭かつ平易で、利用者がより容易に理解できるものとするため、苦情・相談を活用すべき。</p>	<p>○金融機関と利用者間に大きな認識ギャップがあることから、これを改善するため、消費者のニーズ調査結果や金融機関の業務改善結果等について各金融機関から公表することが重要。</p>	<p>○利用者満足度の向上という観点のみでなく、業界全体のイメージ向上という観点からも、アンケート調査等の結果、及び業務改善結果を公表することが重要。</p>

（注） 保険会社は、第1回「利用者の声の調査」、第2回「苦情・相談への対応」とテーマを分け、懇談会を開催した。

「利用者満足度向上に向けた懇談会」概要（ポイント）

	預貯金取扱金融機関	保険会社	証券会社等	貸金業者
利用者満足度調査における調査項目	<p>※調査項目の例としては、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○窓口の対応 ○渉外員の対応 ○店舗内外の環境 ○ATM ○各種情報提供 ○商品・サービス ○苦情・相談への対応 ○融資 ○地域貢献 <p><その他の調査項目に関する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査項目については、自主的な判断に任せることが適当。 ○最低限把握すべき利用者ニーズについて、ある程度共通の調査項目を設けることが必要。 ○個々の金融機関が工夫をしながら、調査項目を決め、公表の方法及びその活用も含めて、それぞれの特色を出すとともに、競争につながることをとってほしい。 ○目の前にある満足だけでなく、将来のビジョンについても吸い上げられるようなアンケート項目、将来のサービスに対する項目があってもよいのではないか。 	<p>※調査項目の例としては、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○窓口の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・言葉遣い、事務の正確さ、待ち時間 等 ○募集人・代理店の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問頻度・状況、加入後対応 等 ○各種情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・保険商品の品揃え・内容、約款・広告・商品内容等の説明のわかりやすさ、ニーズに応じた提案能力 等 ○苦情・相談への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・お客さま相談室・コールセンター等での対応状況、アフターフォローの状況 等 ○保険内容 <ul style="list-style-type: none"> ・加入動機、選択理由、保険料について 等 ○保険金支払 <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応（主に損保）、保険金支払の迅速さ、加入動機と実際の保険金支払の対比 等 <p><その他の調査項目に関する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的には各金融機関の自主的な判断であるが、ある程度共通の項目を設けることが望ましい。 ○生保と損保における商品性の相違、また、個人向けか法人向けか利用者の属性の相違により、項目が異なってくることは考えられる。 	<p>※調査項目の例としては、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勧誘 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の投資経験、投資目的、資力等を把握し、利用者の意向と実情に適合した投資勧誘が行われているか ・顧客カードの存在及びその記載内容を知っているか、更新手続きを行ったことがあるか 等 ○商品・サービスに係る説明 <ul style="list-style-type: none"> ・商品・サービスの特性（リスク・リターン、コスト等）、取引ルールなどの重要な事項について十分な説明が尽くされているか ・担当者（コールセンターを含む）の説明、説明資料（広告、HP等）が理解しやすいものとなっているか 等 ○店舗内外の環境 <ul style="list-style-type: none"> ・店舗の立地やその他インフラ（ATM等）の整備状況 等 ○各種情報提供（投資関連） <ul style="list-style-type: none"> ・情報の内容や提供の方法、取引後の報告・アドバイスは充実しているか 等 ○商品・サービスのラインナップ ○苦情・相談への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・受付方法、処理期間、窓口担当者の対応が適切であるか 等 ○自社に関する情報の開示 <ul style="list-style-type: none"> ・自社の業務及び財産の状況を始めとして自社（必要に応じグループ会社を含む）に関する情報が十分に開示されているか 等 ○手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・商品・サービス等に見合う適切な手数料が設定されているか 等 <p><その他の調査項目に関する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○各金融機関の自主的な判断に基づき、画一的な項目とならないように留意すべき。 ○利用者ニーズを把握する際には、「投資者保護」が重要なファクターと考えられる。 ○証券取引の特性を踏まえて、取引の入口から出口まで一貫して利用者に満足なサービスを提供できているか調査する必要。 	<p>※利用経験のある者に対する調査項目の例としては、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広告・勧誘 <ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容は誤解を招かないものか ・勧誘行為は過度ではなかったか ・（消費者金融のみ） テレビCMの内容、放送量等は適切か 等 ○契約 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の言葉遣い等対応は適切か ・貸付契約の説明は行われたか、理解しやすいものであったか ・返済額、金利、返済期間等についての説明は十分なものであったか ・契約書などの書類は理解しやすいものであったか ・契約に際し個人情報保護の対応は適切なものであったか ・（消費者金融のみ）自動契約機に係る上記5項目と同様の項目 ・（事業者金融のみ）保証や担保等貸付に係る重要事項についての説明は行われたか ・（事業者金融のみ）保証契約書等の書類は理解しやすいものであったか 等 ○契約後の顧客サービス（情報提供等） <ul style="list-style-type: none"> ・契約内容見直しに関する情報、顧客の利便性向上に資する情報等の提供は適切であったか ・過度な追加融資の勧誘はなかったか 等 ○商品性 <ul style="list-style-type: none"> ・金利 ・借入・返済に当たったの利便性 等 ○苦情・相談への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・苦情や返済の相談についての受付態勢は十分か、また適切に処理されたか ・従業員の言葉遣い等対応は適切か 等 ○回収・督促 <ul style="list-style-type: none"> ・貸金業規制法の取立行為規制違反に該当すると思われるようなことはなかったか ・個人情報保護の対応は適切であったか ・従業員の言葉遣いは適切であったか 等 <p>○その他全体的な満足度等</p> <p>※利用経験のない者に対する調査項目の例としては、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者金融・事業者金融を利用しない理由 ○広告・勧誘についての意見 等 <p>（注1）（消費者金融のみ）（事業者金融のみ）との記載のない項目は、両者共通の項目。 （注2）実施主体の自主的な判断により、必要に応じ、上記項目以外を追加、また上記項目の一部を削除することが考えられる。</p>

「平成 16 年度実績評価書」、 「平成 17 年度事業評価書」、 「平成 16 年度総合評価書」及び要旨の公表について

1. はじめに

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- (1) 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- (2) 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- (3) 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

これまで、金融庁においては、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり、実績評価に関しては、[平成 13 年度（13 年 7 月～14 年 6 月）](#)、[14 年度（14 年 7 月～15 年 6 月）](#) 及び [15 年度（15 年 7 月～16 年 6 月）](#) を対象とする実績評価書を作成・公表しました。また、事業評価（事前評価）に関しては、政策評価をより一層予算に活用する観点から、一昨年、昨年とそれぞれ予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定している主なものを対象とする事業評価書を作成・公表しました。

2. 平成 16 年度実績評価書の内容

今回は、[平成 16 年度（16 年 7 月～17 年 6 月）](#) を対象とする政策評価実施計画に定めた 43 の政策について、実績評価を実施しました。

具体的には、43 の政策について予め目標を定め、それぞれ目標の達成に向けて行った業務内容等を分析し、各政策の評価を行うとともに、評価結果がわかり易くなるよう、パターン化した基本類型を参考に、政策毎に「端的な結論」を付しています。

3. 平成 17 年度事業評価書の内容

今回は、情報等の分野の事業で、平成 18 年度に予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定している主なものを対象に、一昨年、昨年と同様、事業評価を実施しました。

事業評価の実施に当たっては、事業の目標、目的及び内容を明らかにするとともに、必要性、有効性、効率性の観点から評価を行っています。

4. 平成 16 年度総合評価書の内容

平成 15 年度から着手した「電子金融取引への金融行政上の対応」について、総合評価を実施しました。

総合評価の実施に当たっては、政策の目的、政策の背景及び現状把握、政策評価の観点、評価結果、今後の課題等について説明を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[「平成 16 年度実績評価書」](#)、[「平成 17 年度事業評価書」](#)、[「平成 16 年度総合評価書」](#) 及びそれらの要旨の公表について」（平成 17 年 8 月 31 日）にアクセスしてください。

平成 18 年度税制改正要望について

去る 8 月 31 日、金融庁は「平成 18 年度税制改正要望」を財務省及び総務省に提出しました。
本年の税制改正要望は、主に

1. 多様な投資家の市場参加を促進する
 2. 金融機関の競争力を強化する
 3. 国際的に開かれた金融システムを構築する
- との 3 つの観点から要望を行っています。

1. 多様な投資家の市場参加を促進するための税制

投資家がリスク資産への投資を行いやすい環境を整備することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、多様な投資家の市場参加を促す観点から

- (1) 現行の株式投資優遇税制の適用期間を延長するとともに、その対象範囲を拡大すること
- (2) 「金融商品課税の一体化」に向けた取組として、株式等の配当所得と譲渡損失の損益通算を可能とすること、等を要望しています。

2. 金融機関の競争力を強化するための税制

金融機関における I T の戦略的投資を促進することなどにより、金融機関の競争力の強化を図る観点から

- (1) 現行の I T 投資減税の延長及び金融機関の情報セキュリティ対策に係る I T 投資を支援するための税制措置の創設
- (2) 金融機関について、(イ) 不良債権問題の再発防止の観点から、貸倒れに係る無税償却の範囲拡大、(ロ) 繰延税金資産の資産としての脆弱性を解消するため、繰戻し還付制度の凍結解除・期間延長、欠損金の繰越控除の期間延長、等を要望しています。

3. 国際的に開かれた金融システムを構築するための税制

国内企業の外貨調達や海外投資家の市場参加が容易に行われる環境を整備することにより、国際的に開かれた金融システムを構築する観点から、必要な税制上の措置を要望しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「平成 18 年度 税制改正要望について」](#) (平成 17 年 8 月 30 日) にアクセスしてください。

平成 18 年度概算要求の概要について

1. はじめに

我が国の金融システムを巡る局面の転換を踏まえつつ、金融庁の任務を引き続き的確に果たすため、利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底、IT の戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備など、「[金融改革プログラム](#)」（平成 16 年 12 月 24 日公表）・同「[工程表](#)」（平成 17 年 3 月 29 日公表）に盛り込まれた諸施策等を着実に実施するために必要な機構・定員及び予算の要求を行っています。

2. 機構・定員要求の内容

金融庁としては、「[金融改革プログラム](#)」を着実に実施するため、平成 18 年度機構・定員要求においては、市場行政体制の強化を中心に、「利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底」、「IT の戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備」、「国際的に開かれた他金融システムの構築と金融行政の国際化」及び「信頼される金融行政の確立等」の四つを体制整備の重点化項目としています。

(1) 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底

利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実のため、金融経済教育の拡充、金融サービス利用者相談室の体制強化等を図るとともに、投資サービスに係るルール策定のための体制強化など市場行政体制の強化のために必要な体制を整備することとしています。また、本年 4 月の保険業法等の一部改正を踏まえ、少額短期保険業者に対する検査・監督のために必要な体制を整備することとしています。

(2) IT の戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備

金融分野における IT の戦略的活用を促進するため、金融の IT 化に対応した制度の企画立案・監督体制の強化のために必要な体制を整備することとしています。また、本年 6 月の証券取引法の一部改正を踏まえ、有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金制度の導入に伴う体制整備を図るとともに、検査における評定制度の導入のために必要な体制を整備することとしています。

(3) 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化

金融コングロマリット化の進展等による業態横断的監督業務の重要性の高まりや国際的な監督業務の急増に対応するため、金融コングロマリットに対する監督体制、国際監督体制の強化のために必要な体制を整備することとしています。また、テロを未然に防止するため、テロ資金情報の分析体制等の強化のために必要な体制を整備することとしています。

(4) 信頼される金融行政の確立等

金融庁の人材強化・コンプライアンス強化のための体制整備、実効性・効率性の高い検査の実施、金融機関に対する監督体制の充実強化等のために必要な体制を整備することとしています。

これらの体制整備のため、総務企画局 53 人、検査局 35 人、監督局 39 人、証券取引等監視委員会 62 人、公認会計士・監査審査会 1 人、総計 190 人の増員要求を行っています。

(参考 平成 18 年度定員要求)

	17 年度末定員	18 年度増員要求	17 年度増員要求 (増員数)
総務企画局	289	53	50 (31)
検査局	454	35	35 (14)
監督局	203	39	34 (19)
小計	946	127	119 (64)
証券取引等 監視委員会	307	62	76 (44)
公認会計士・ 監査審査会	41	1	5 (1)
総計	1,294	190	200 (109)

3. 予算要求の内容

平成 18 年度予算要求については、[「金融改革プログラム」](#)を着実に実施するため、予算と執行実績の乖離を是正しつつ、新たな行政需要に対応するための定員の増員に伴う経費の他、「成果重視事業」への自主的な取組み、機動的な検査・監視の実施、海外当局との連携強化、利用者の利便性向上・業務効率化のための情報システムの整備等に必要経費を織り込み、総額で約 228 億円の要求を行っています。

なお、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方にに基づき、50 兆 1,500 億円を要求しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「平成 18 年度概算要求の概要」](#)（平成 17 年 8 月 30 日）(PDF) にアクセスしてください。

「人材ネットワーク」の構築について

平成16年12月に公表した「[金融改革プログラム](#)」等では、金融専門人材の確保等のためのスキームを構築することが検討課題の一つとして挙げられました。このような課題に対応するため、金融庁と民間の業界団体とが共同で「人材ネットワーク」の基本スキームを取りまとめ、本年8月26日、金融庁から同スキームを公表しました。以下、その概要について紹介します。

1. 経緯等

昨年12月に公表した「[金融改革プログラム](#)」においては、「金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化を通じた健全な競争の促進」を図る観点から、また、本年3月に公表した「[地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）](#)」においては、中小・地域金融機関による中小企業の「事業再生に向けた積極的取組み」の一環として、金融専門人材の確保等のためのスキームの構築が検討課題の一つとして掲げられました。

その背景には、金融機関が主体的な経営判断に基づき戦略的な取組みを行うに当たり、金融に関して専門的な知識を有する外部人材の積極的活用を図ることとした場合に、その候補者となり得る人材についての情報入手が必ずしも容易でないという現状があります。同スキームの構築は、こうした情報入手を容易にする仕組みを提供することにより、金融機関の自発的な取組みを支援することを目的としたものです。

このような課題に対応するため、[金融改革プログラムの「工程表」](#)に基づき、本年3月以降、金融庁と預金取扱金融機関を会員とする5つの業態別協会（具体的には、[全国銀行協会](#)、[全国地方銀行協会](#)、[第二地方銀行協会](#)、[全国信用金庫協会](#)及び[全国信用組合中央協会](#)）とが共同で、具体的内容について検討を続けてきました。その結果、先般、基本スキームが「人材ネットワーク」としてまとまったことから、これを公表しました。

2. スキームの具体的内容

「人材ネットワーク」は、その名にあるとおり、5つの業態別協会間の「ネットワーク」です。個別の金融機関が業態横断的に外部人材の積極的活用を図ろうとする場合に、当該金融機関は、その所属する協会を経由してネットワークを活用することにより、ニーズに合った候補者の有無について他の業界に打診することが可能となります。各業態別協会は、会員のニーズに応じていつでも情報伝達が行えるよう、相互のネットワークをインフラとして整備することとなります。

本スキームは、具体的には以下のように機能します。

ここでは、一例として、Aという業態の金融機関「甲」に、「Cという業態の金融機関から、〇〇の専門家を招聘したい」というニーズがあるケースを想定してみます（[\(別紙\)「人材ネットワーク」の基本スキーム参照](#)）。

- (1) まず、「甲」は、その所属する業態別協会「A」に対して、求人ニーズを提示します。その際、「甲」は、最低限、①専門分野、②年齢層、③勤務地又は出身地、④着任希望日、⑤回答期限及び⑥希望する人材提供側金融機関の名称又は地域・業態等、について特定したニーズ情報を示すことが求められます。
- (2) 「甲」からニーズ情報を提示された業態別協会「A」は、ネットワークを通じ、ニーズに該当するC業態の業態別協会「C」に、当該ニーズ情報を伝達します。
- (3) 「甲」のニーズ情報を伝達された業態別協会「C」は、その会員金融機関のうち、ニーズ（例えば、特定の地方の金融機関）に該当する「乙、丙、丁」に、当該ニーズ情報を伝達します。（ネットワークの関与はこの時点で終了します。）

(4)「甲」のニーズ情報を伝達された金融機関「乙、丙、丁」のうち、「丙」が当該ニーズ情報について関心を持った場合、「丙」は、直接「甲」と接触し、具体的な交渉を開始することとなります。

なお、本スキームを構成する5業態（主要行等、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合）は、それぞれが求人側となり得るとともに、求人側は、複数の業態に対してニーズを打診することができます。

3. 本スキームの意義等

上述のとおり、金融機関が主体的な経営判断に基づき戦略的な取組みを行うに当たり、金融に関して専門的な知識を有する外部人材の積極的な活用を図ることとした場合、現状、その候補者となり得る人材についての情報を入手することは、必ずしも容易ではありません。本スキームは、こうした状況の下、ネットワークを通じて潜在的な人材提供側の金融機関に対してニーズ情報を伝達することにより、候補者となり得る人材の有無を比較的短期間で確認できるようにするものであり、金融機関の積極的な取組みを支援する上で意義があるものと考えています。

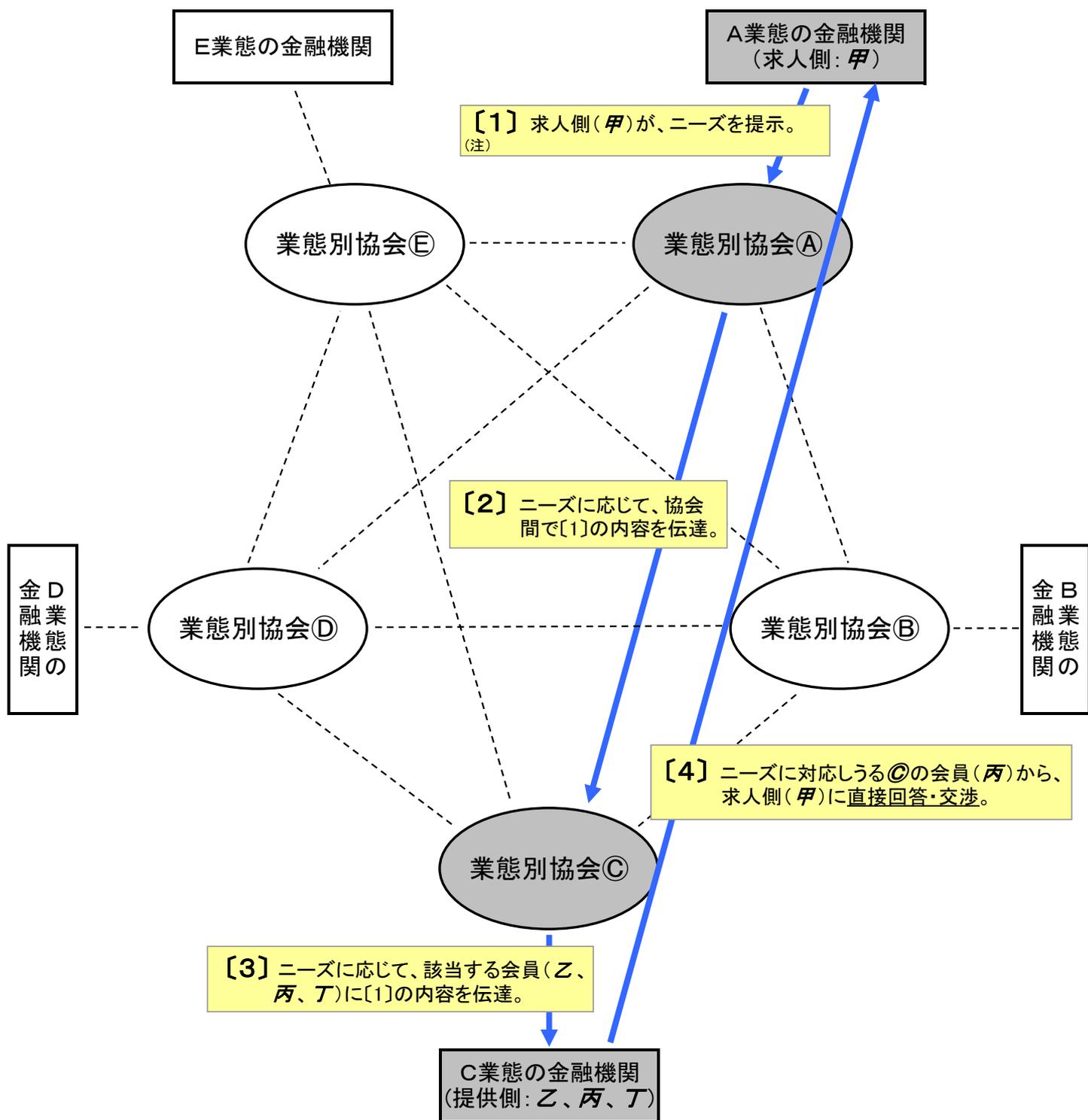
本スキームを実際に利用するかどうかは個別金融機関の自主的な判断によることとなりますが、今後、各金融機関が主体的な経営判断に基づき、外部の金融専門家の活用を図りつつ、戦略的な取組みを行っていくに当たり、本スキームが新たな選択肢として活用されることを期待しています。

(注) なお、本スキームについては、以下の点に留意する必要があります。

- (1) 本スキームは、求人側の求人ニーズに関する情報を一方向に伝達することとなり、当該ニーズへの対応を検討しようとする金融機関は、ネットワークを通さず直接求人側と接触し、具体的な交渉を開始することとなります。したがって、ネットワーク自体には、「求人者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋する」（職業安定法第4条）といった「職業紹介」の機能はありません。
- (2) 本スキームにおいて伝達されるニーズ情報は、求人側の金融機関から提示される、外部人材のニーズに関する一定の条件（上記①～⑥）であり、特定の個人についての情報がネットワークを通じて関係者の間で共有されることは基本的に想定されていません。また、実際の利用に当たっては、求人側がニーズ情報を提示することによりプロセスが開始することから、あらかじめ提供可能な人材がリストアップされることも予定していません。
- (3) 本スキームは、預金取扱金融機関を会員とする5つの業態別協会の間でネットワークを整備するものとして立ち上げられており、現状の枠組みは、個別金融機関の外部の金融専門人材に対するニーズのうち、専ら金融業界内での業態横断的なニーズに対応することを想定しています。
- (4) 本スキームの構築に当たっては、金融庁と各業態別協会とが共同で検討を進めてきましたが、実際のネットワークの整備は各業態別協会が相互に協力して行うものであり、その運用について金融庁が関与するものではありません。また、その利用については、個別金融機関の自主的な判断に完全に委ねられています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「人材ネットワーク」の構築について](#)（平成17年8月26日）にアクセスしてください。

「人材ネットワーク」の基本スキーム



(注) A業態の金融機関 甲に、「C業態の金融機関から〇〇〇の専門家を招聘したい」というニーズがある場合の例。
 (A～Eのいずれの業態も求人側となり得るとともに、複数の業態に対して打診することも可。)
 なお、ニーズを提示する際には、最低限、以下の事項に関する情報を提供する必要。

- (a) 専門分野
- (b) 年齢層
- (c) 勤務地又は出身地
- (d) 着任希望日
- (e) 回答期限
- (f) 希望する人材提供金融機関の名称又は地域・業態等

※)全国銀行協会は、a)主要行に対応する業態別協会として情報を接受するほか、b)業態別協会の取りまとめを行う。

経営健全化計画の見直しについて

早期健全化法は、資本増強行において、経営健全化計画とその履行状況を公表することにより、パブリック・プレッシャーの下で金融機関の経営の健全化を促進していくこととしています。この健全化計画については、策定後2年経過したものについて、原則、見直しを行うこととしています。

8月12日に、健全化計画の見直し対象となる18行のうち、10行において新経営健全化計画が策定されました。

他方、当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた三井住友フィナンシャルグループ、もみじホールディングス、九州親和ホールディングスに対しては、7月22日付で収益改善策を含む業務改善計画の策定・履行等を求める旨の業務改善命令を発出して、銀行の収益力の強化を推進することとしました。

この業務改善計画は、経営健全化計画の見直しに織り込まれ、9月6日に3行において新経営健全化計画が策定されました。

以上の新経営健全化計画については、各金融機関においてその内容を公表していますが、金融庁においても集計ベースで公表を行っております。

(注) 経営健全化計画とは、資本増強の申請を行った金融機関に対して早期健全化法第5条第1項に基づき提出を求めるものであり、経営の合理化のための方策等を含んだ4年分の計画となっています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「所管金融機関の状況」から、「経営健全化計画」（「経営健全化計画」の[「平成17年8月12日見直し」](#)及び[「平成17年9月6日見直し」](#)）にアクセスしてください。

経営健全化計画の履行状況報告について

早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関については、優先株の消却等を行うまでの間、経営健全化計画の履行状況について報告を求め、これを公表することとされています。

8月12日に、各金融機関より平成17年3月期決算に基づく履行状況の報告がなされ、各金融機関においてその内容が公表されました。金融庁においても集計ベースで公表を行っております。

(注) 経営健全化計画とは、資本増強の申請を行った金融機関に対して早期健全化法第5条第1項に基づき提出を求めるものであり、経営の合理化のための方策等を含んだ4年分の計画となっています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「所管金融機関の状況」から、「経営健全化計画」（「経営健全化計画フォローアップ」の[「平成17年3月期（平成17年8月公表）」](#)）にアクセスしてください。

17年5月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果 の公表について

1. 目的・経緯

「中小企業金融モニタリング」は、中小企業金融円滑化に向けた取組みの一環として、全国47都道府県の財務局・財務事務所職員が、商工会議所等の協力を得て、中小企業から見た金融機関に関する具体的問題点についての確に把握するために四半期毎に実施しているものです。

本年8月12日、平成17年3月29日公表の「[地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム\(平成17～18年度\)](#)」において、「中小企業金融モニタリング」の更なる活用を図る一環として、当該モニタリングの公表が盛り込まれたことを踏まえ、平成17年5月に実施したモニタリングの結果について公表したものです。

金融庁としては、今後とも本モニタリングを通じて中小企業金融の現場の声を積極的に把握するとともに、得られた情報について、金融機関の検査・監督の実施に当たり重要な情報として活用するなど、中小企業金融の円滑化に向けて引き続き努力していきます。

なお、結果については今後も継続的に公表する予定です。

2. モニタリング聴取先

全国47都道府県の商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会、中小企業家同友会等171団体、390人からヒアリングを行いました。

団体先	団体数（聴取人数）
商工会議所	79（170人）
商工会	49（57人）
商工会連合会	22（123人）
中小企業団体中央会	16（31人）
商工会議所連合会	2（3人）
中小企業家同友会	1（1人）
その他	2（5人）
計	171（390人）

3. 質問調査事項

今回実施した中小企業金融モニタリングでの主な質問事項は以下のとおりです。

- 中小企業金融に関する問題の最近3ヶ月間の動向
- 中小企業が金融面で直面する問題点（最近3ヶ月間の相談事例に共通するもの）の概観
- 中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例

〔・金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」（改訂版）の中小企業への浸透状況〕

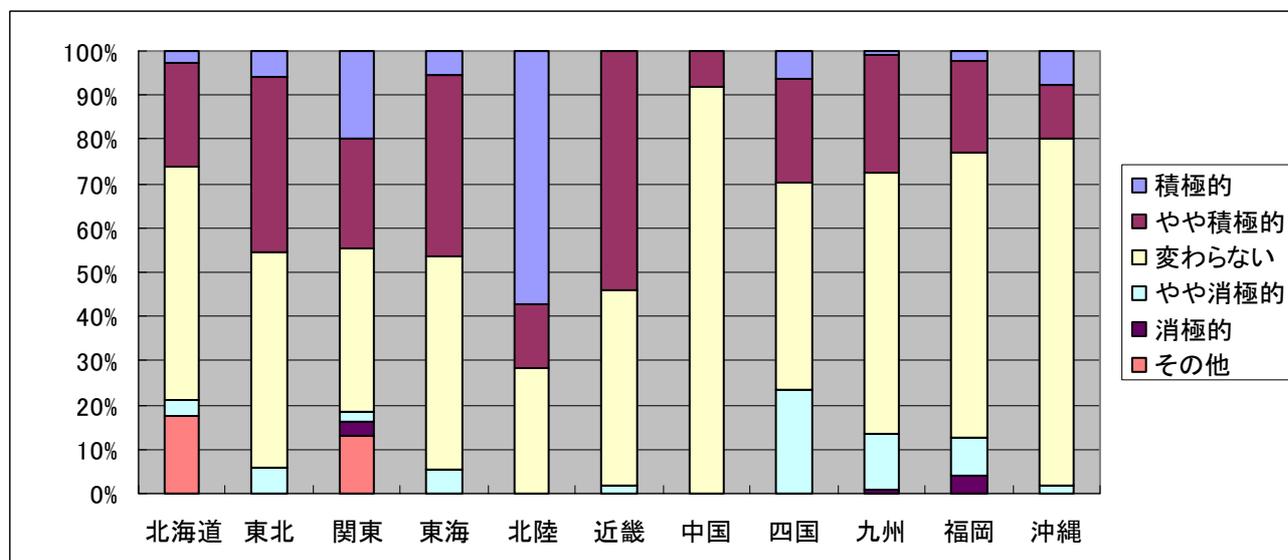
（注1）当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではないため、ヒアリング対象数、対象先が回毎に一致しない場合があります。

（注2）一つのヒアリング先から複数の意見が寄せられることもあるため、ヒアリング実施先件数と回答件数は一致しません。

4. 質問調査に対する回答

(1) 中小企業金融に関する問題の最近3ヶ月間の動向

中小企業金融に関する最近3ヶ月間の中小企業に対する貸出態度の動向は以下のとおりです。



この表を見ると、北陸、近畿において、積極的、やや積極的との意見が過半数を超えています。また、各業態毎の最近3ヶ月の動向を整理すると以下のとおりとなります。

最近3ヶ月の動向	主要行	地方銀行 第二地方銀行	信用金庫 信用組合	政府系 金融機関	全体の件数 割合
1 積極的になった	8件 (4.4)	21件 (6.5)	28件 (8.8)	35件 (10.7)	92件 (8.0)
2 やや積極的になった	18件 (9.9)	91件 (28.1)	80件 (25.2)	81件 (24.8)	270件 (23.5)
3 変わらない	106件 (58.6)	177件 (54.6)	194件 (61.2)	183件 (56.0)	660件 (57.4)
4 やや消極的になった	3件 (1.7)	24件 (7.4)	11件 (3.5)	22件 (6.7)	60件 (5.2)
5 消極的になった	6件 (3.3)	4件 (1.2)	1件 (0.3)	4件 (1.2)	15件 (1.3)
6 その他	40件 (22.1)	7件 (2.2)	3件 (0.9)	2件 (0.6)	52件 (4.5)
合計	181件 (100.0)	324件 (100.0)	317件 (100.0)	327件 (100.0)	1149件 (100.0)

そのうち、「最近の中小企業への貸出姿勢の傾向」で4・5を選択したものの内訳は以下のとおりです。

中小企業金融が消極的であるとの意見の内容 (上記4・5の内容)	主要行	地方銀行 第二地方銀行	信用金庫 信用組合	政府系 金融機関	全体の件数 割合
新規融資拒否に関するもの	3件 (25.0)	14件 (35.0)	4件 (25.0)	9件 (33.3)	30件 (31.6)
担保・保証に関するもの	1件 (8.3)	12件 (30.0)	5件 (31.3)	7件 (25.9)	25件 (26.3)
融資の審査手続に関するもの	1件 (8.3)	6件 (15.0)	4件 (25.0)	7件 (25.9)	18件 (18.9)
融資条件に関するもの	0件 (0.0)	3件 (7.5)	0件 (0.0)	2件 (7.4)	5件 (5.3)
金利に関するもの	0件 (0.0)	3件 (7.5)	0件 (0.0)	0件 (0.0)	3件 (3.2)
その他	7件 (58.3)	2件 (5.0)	3件 (18.8)	2件 (7.4)	14件 (14.7)
合計	12件 (100.0)	40件 (100.0)	16件 (100.0)	27件 (100.0)	95件 (100.0)

(注1) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではないため、ヒアリング対象数、対象先が回毎に一致しない場合があります。

(注2) 一つのヒアリング先から複数の意見が寄せられることもあるため、ヒアリング実施先件数と回答件数は一致しません。

(2) 中小企業が金融面で直面する問題点(最近3ヶ月間の相談事例に共通するもの)の概観

中小企業が金融面で直面する問題点を以下に掲げる8項目に整理した結果は、以下のとおりです。

類型別内容	件数(割合%)
融資姿勢に関するもの	103(28.2)
担保・保証に関するもの	86(23.6)
経営指導・創業再生支援に関するもの	34(9.3)
融資の際の説明態勢に関するもの	24(6.6)
金融機関の資質・能力に関するもの	18(4.9)
融資の際の審査期間に関するもの	10(2.7)
金利に関するもの	8(2.2)
その他	82(22.5)
合計	365件(100.0)

(注1) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではないため、ヒアリング対象数、対象先が回毎に一致しない場合があります。

(注2) 一つのヒアリング先から複数の意見が寄せられることもあるため、ヒアリング実施先件数と回答件数は一致しません。

ア. 融資姿勢に関連して寄せられた意見

- ・貸し渋り・貸し剥がしといった声は聞かれない。(北海道、関東、近畿、北陸、東海)
- ・良い先には複数の金融機関が頻繁に訪問し、必ずしも必要でない資金まで借入要請がなされ

- ているようだ。一方、そうでない先には訪問も少なく、だんだん疎遠になってきており、そういった先の状況把握が薄らいできている。(関東、近畿、中国、四国、福岡、九州)
- ・金融機関は企業の選別を強めており、融資姿勢の二極化傾向がみられる。(北海道、東北、関東)

イ. 担保・保証に関連して寄せられた意見

- ・民間信用保証会社を活用した保証融資にも取り組むなど積極的な取り組みもみられる。(近畿)
- ・無担保・無保証の新規開業融資を実行している。(関東、福岡、四国、九州)
- ・金融機関の担保や保証に依存する融資姿勢に変化がみられない。(北海道、近畿、中国、福岡、沖縄)
- ・地価下落による担保価値の下落や、保証能力が低下していることが問題となっている。(東北、九州)
- ・事業者は担保・保証に過度に依存しない融資への取組みを求めている。(九州)
- ・無担保・無保証の融資や制度融資は増えてきたものの融資審査はより厳しくなった。(福岡)

ウ. 経営指導・創業再生支援に関連して寄せられた意見

- ・今後期待ができる企業に対しては、融資を柔軟に行い、企業を指導し、育てているように思う。(四国、福岡、北陸)
- ・業績が悪い先についても、代表者の資質や、資産、負債を精査することによって、何とか融資しようとする姿勢は感じられる。(四国、九州、北陸)
- ・中小企業の支援を目的として、商工会議所と業務提携を結ぶ方向で具体的に動き出している金融機関があるなど、リレバンの取り組みが前進している。(北海道、東海、北陸)
- ・中小零細企業の経営者は長期的展望を描ける状況になく、金融機関は経営指導にもっと力を入れてほしい。(東北)
- ・経営指導や再生支援に関する金融機関の対応は依然不十分で、施策の営業店への浸透が図られていない。(北海道)

エ. 融資の際の説明態勢に関連して寄せられた意見

- ・接客等について、以前より良くなった。(四国)
- ・借入れの際の企業に対する金融機関の説明責任はきちんと果たされている。(東海)
- ・改善すべき点についての説明・アドバイスが不十分である。(北海道、近畿、四国、九州)
- ・融資を断る際の金融機関の見方、立場等の説明に更なる改善が必要である。(九州)
- ・自動審査システムを活用する場合、融資条件で制約が課せられていることがあるが、その際の説明が十分でない。(中国)

オ. 金融機関の資質・能力に関連して寄せられた意見

- ・経営計画の策定に弾力的かつ根気よく取り組んでいる。(東海、四国)
- ・企業の財務内容が悪化している中であって、金融機関にとっても融資可否の判断が難しいのではないかと。(東北)
- ・融資審査では過去の実績(決算書)や自己資金の有無が重視されており、将来性等をみていない。(北海道、九州、福岡)
- ・借入金が過大で返済不能により延滞が発生している事業者に対し、金融機関同士の連携がないことから有効な支援が講じられないケースがある。(関東)
- ・創業支援への融資について、事業計画に対する「目利き能力」が不足しているため、融資の実行が難しい。(中国)

カ. 融資の際の審査期間に関連して寄せられた意見

- ・審査手続き関連は以前の提出書類の煩雑さが改善されてきている。(九州)
- ・金融機関と保証協会と提携して販売を始めたスコアリングローンが審査期間の短期化で好評である。(関東)
- ・金融機関が融資申し込み後の返答をなかなかせず、そのままの状態を引き伸ばすような傾向が最近よくみられる。(関東、四国、九州)
- ・個人情報保護法の施行に伴い、経営相談に必要な時間が伸びている。(北陸)

キ. 金利に関連して寄せられた意見

- ・優良貸出先に対する金融機関同士の融資競争は激化しており、金利は低下の傾向。(東海)
- ・業況の悪化などにより、金利面で不利益を被ることがある。(福岡、沖縄)
- ・銀行での借入時の利率について、提示された利率に借り手側が何もクレームをつけなければ高い利率になってしまう。(関東、沖縄)
- ・中小企業への資金供給は円滑であるが、金融機関の貸出金利が高いため、中小企業は借入が難しい状況にある。(中国)

ク. その他地域に特徴が見られた意見

- ・佐渡は人口減、観光低迷による資金需要の減少、事業者の世代交代などの問題があるほか、行政合併による大口の経済需要の減少などから、財務内容が悪化しているところが多い。観光業者は、中越地震の風評被害があり、佐渡市の緊急融資を受けたところが多いが、一様に財務内容は厳しい。(関東)

ケ. 借り手側に関する問題として寄せられた意見

- ・企業側の借入抑制姿勢が強くなっている。(北海道)
- ・信憑性のない決算書、具体性のない事業計画、自己資金ゼロなど、事業者側に問題のある場合がみられる。(近畿、九州)
- ・金融機関が財務内容中心の審査・経営支援となっているが、財務内容を示すことができない中小企業者が多い。(北陸)
- ・銀行から求められる資料作成をいやがって、高金利の借入が増えている。(北陸、福岡)

5. 中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例

中小企業金融モニタリングでは、中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例として、毎回、検査・監督に関する特定のテーマを設定し調査を行っています。今回の質問調査事項は、以下のとおりです。

金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] (改訂版) の中小企業への浸透状況について

【寄せられた意見】

- ・金融検査マニュアル別冊の存在自体の周知は図られてきているものの、内容の理解にはまだ至っていない。
- ・リーフレット類を配布するよりも、新聞等のマスメディアを活用して周知する方がはるかに有効である。
- ・中小企業経営者に長大で難解な資料を読めというのは無理。1～2分で理解できる漫画を使ったような簡単なリーフレット類が良い。
- ・広報用パンフレットをよく目にするなど、取組みは承知しており、各企業にも一定の浸透はしているのではないかと。

6. 金融庁における活用状況

(1) ヒアリングの実施

中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行いました。

(2) 意見交換会における要請

金融庁幹部と業界団体代表者の意見交換会（毎月開催）等において、中小企業金融モニタリングで得られた事例について紹介し、事業からのキャッシュフローを重視し、過度に担保・保証に依存しない融資を含む健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化や、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得るような十分な説明の実施、金融検査マニュアル別冊の周知等について要請を行っています。

7. 財務局における活用状況

(1) ヒアリングの実施

中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行いました。

(2) 地域金融円滑化会議の活用等

顧客への説明態勢の整備や相談・苦情処理機能の強化のために都道府県毎に設置（金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成）し、半期毎に開催している「地域金融円滑化会議」や、財務局幹部等と金融機関代表者との面談など諸々の機会を通じて、注意喚起を行うとともに、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの要請を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「17年5月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について](#)」（平成17年8月12日）にアクセスしてください。

主要行等向けの総合的な監督指針(案)について

金融庁は去る8月19日、[主要行等向けの総合的な監督指針\(案\)](#)を作成・公表し、パブリックコメントに付しました。

わが国経済に大きな影響力を有し、国際的に業務展開を行っているケースも多い主要行等(注)には、世界最高水準の金融サービスを提供しわが国経済の発展と国民生活の向上に寄与することが期待されています。

このためには、金融仲介において不可欠な要素である高度なリスク管理を行うとともに、利用者保護と国際競争力の向上を目指し、その業態に相応しい適切な経営管理(ガバナンス)を行うことが必要です。

(注) 主要行等とは、主要11行(東京三菱銀行、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、UFJ銀行、りそな銀行、住友信託銀行、中央三井信託銀行、みずほ信託銀行、三菱信託銀行、UFJ信託銀行)並びに新生銀行及びあおぞら銀行を指します。

[主要行等向けの総合的な監督指針\(案\)](#)においては、このよう考え方に基づき、既に策定されている「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」の内容を踏まえつつ、世界のリーディングバンクに期待される水準を念頭に置き、主要行等の監督を担当する職員の事務の利便に資するよう、主要行等の監督事務に関し、その基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目について、明確化・体系化したものです。

内容的には、主要行等の特性等を踏まえ、現行の「[中小・地域金融機関向け監督指針](#)」等に比して、
(1) 経営管理(ガバナンス)、自己資本の充実、情報開示、システムリスク管理及び銀行業への新規参入の取扱い、等について記述を拡充するとともに、
(2) 収益性の改善、統合リスク管理、信用リスク管理(早期の不良債権の認知及び健全債権化等を含む。)システム統合リスク管理、インターネットバンキング、海外業務管理及び外国銀行支店の監督、等について新たに規定しています。

本監督指針については、いただいたご意見を踏まえ、最終的なとりまとめを進め、公表する予定としております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[「主要行等向けの総合的な監督指針\(案\)に対する意見募集の実施について](#)」(平成17年8月19日)にアクセスして下さい。(意見募集は、9月20日をもって切りました。)

主要行等向けの総合的な監督指針（案）の概要

I. 基本的考え方

- 金融監督の目的は、信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること。
- 主要行等の監督事務に関し、基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目について、従来の事務ガイドライン及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の内容も踏まえ、できる限り体系的に整理（本監督指針の策定を受け、事務ガイドラインは廃止）。さらに、銀行持株会社、銀行グループに対する連結ベースの監督、外国銀行支店の監督、銀行業への新規参入等の取扱いについても規定。
- なお、本監督指針は、主要行等の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各銀行の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。
- 本監督指針の対象である「主要行等」とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。この他、信託兼営銀行、新規参入銀行、外国銀行支店等については、必要に応じて本監督指針を準用。

II. 主要行等監督に係る事務処理上の留意点

- ①監督事務の流れ
- ②検査部局等との連携確保
- ③銀行に関する苦情・情報提供等
- ④法令解釈等の照会を受けた場合の対応
- ⑤行政指導等を行う際の留意点
- ⑥行政処分等を行う際の留意点

III. 主要行等監督上の評価項目

1. 経営管理（ガバナンス）

主要行等の経営管理の有効性を検証

- ①代表取締役、取締役及び取締役会の責務
- ②監査役及び監査役会における経営監視機能
- ③内部監査部門の経営監視機能
- ④外部監査の活用
- ⑤外部監査機能と内部監査部門等の連携

2. 財務の健全性等

主要行等の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- ①自己資本の充実
 - 自らのリスク特性に照らした自己資本充実の程度を評価する態勢の整備、自己資本の質についての分析、繰延税金資産の開示 等
 - ②収益性の改善
 - 的確な収益性の分析・評価に基づく業務再構築への取組み、ITの戦略的活用 等
 - ③リスク管理態勢
 - 統合リスク管理、信用リスク管理（大口与信管理、カントリーリスク、早期の不良債権の認知及び健全債権化（産業と金融の一体的再生）を行うため態勢の構築を規定。）、市場リスク管理、流動性リスク管理 等
- （注）なお、信用リスク管理には、これまで、不良債権問題解決のため、金融再生プログラム等で主要行に対して要請してきた事項を集成。（要管理先の大口債務者に対するDCF法の適用 等）。

3. 業務の適切性等

主要行等のコンプライアンス態勢等を検証

- ①法令等遵守
- ②情報開示
 - リスク管理債権の適切な開示（条件緩和債権の規定見直し等）、適正な財務報告がなされるための内部統制システムの構築、利用者に分かりやすい開示 等
- ③利用者保護
 - 与信取引、預金及びリスク商品（投資信託等）の販売に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能、顧客情報管理、プライベートバンキング業務にかかる適切な業務運営の確保 等
- ④システムリスク
 - システムリスク管理体制の不断の見直し、ATMシステムのセキュリティ対策、金融機関間のシステム・ネットワークの利用に係る適切なリスク管理 等
- ⑤システム統合リスク・プロジェクトマネジメント
 - システム統合に係る取締役の責任分担及び経営姿勢の明確化、システム統合方式に係る経営判断の合理性、十分なテスト・リハーサル体制の構築、実効性のある内部監査・第三者評価 等
- ⑥インターネットバンキング → セキュリティの確保 等
- ⑦海外業務管理 → 海外監督当局に対する適切な対応 等

4. 更なる顧客利便の向上等

- ①利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供
- ②企業の社会的責任（CSR）についての情報開示
- ③業務継続体制（BCM）

IV. 銀行持株会社

銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とし、特に銀行持株会社の監督上留意すべき事項について規定。

V. 銀行グループに対する連結ベースの監督等

銀行グループに対する監督上の留意事項として、銀行の子会社等の業務範囲やアームズ・レングス・ルール等について規定。

VI. 外国銀行支店の監督

外国銀行支店の監督上の着眼点として、本店及び支店経営陣による支店経営・業務運営の適正な管理、情報管理態勢の構築、母国監督当局等との連携・情報交換等について規定。

VII. 銀行業への新規参入等の取扱い

限定的な銀行業務を営む場合、主としてインターネットやATM等の非対面取引を営む場合及び事業親会社が存在する場合に係る銀行免許申請の取扱いや、事業会社、投資ファンドに係る主要株主認可申請の取扱いについて規定。

子ども霞が関見学デーについて

去る8月24日(水)と25日(木)の2日間、金融庁において「子ども霞が関見学デー」が開催されました。

「子ども霞が関見学デー」とは、主催の文部科学省をはじめとした各府省庁等が連携して、業務説明や省内見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、あわせて各府省庁等の施策に対する理解の増進を図ることを目的としております。

金融庁としても、昨年からの見学デーに参加しており、この機会に暮らしの中の金融の動きや金融庁の仕事について理解を深めてもらうことを目的としております。

今年の見学デーには、事前に参加者募集を行い、24日22名、25日は台風接近中のあいにくの天候でありましたが、20名の子どもたちに参加していただきました。

両日とも、午前10時に9階特別会議室に集合いただき、オリエンテーション及び業務説明等の説明を行い、金融庁の組織について、広報室長から説明を行いました。

その後、大臣室を見学し、参加者は大臣の椅子に着席し国会議事堂をバックに記念撮影をするなど思いのポーズで撮影され、室内を見学しておりました。

大臣室見学終了後、会見室に場所を移動し、24日はキャスターの生島ヒロシ先生、25日は金融知力普及協会の有明三樹子先生による「金融経済教育」に関する講話をいただきました。

24日の生島ヒロシ先生は、アントニオ猪木さんの入場テーマとともに登場し、まず手を使った体操で参加者の緊張を和らげ、身近な食べ物や商品、会社を例に金融経済の話がされました。

25日の有明三樹子先生からは、「調べてみよう！キミとお金のかかわり方」と題し、クイズ形式(例：1万円札をつくるのにいくらかかるのか？など)でお金に関する話をいただきました。

講話終了後、審判廷に会場を移動し、子どもたちが抽選により「審判官」や「指定職員」、「被審人・代理人」となりインサイダー取引などで課徴金を科すかどうかを決める「模擬審判」を行いました。この模様については、マスコミなどにも取材され、参加者からも好評を得て、見学デーの日程を終えました。

また、8月24日25日の2日間、合同庁舎1階ロビーにて行いました各府省庁合同スタンプラリーについては、延べ51名のお子さんにお越しいただき、金融庁スタンプの押印をいただきました。

子どもたちや引率者に記入いただいたアンケートからは、「全体として面白かった、参考になった」との評価が多く寄せられ、特に「模擬審判体験」や「講話」に関して、勉強になった、おもしろかった等の意見が寄せられました。

他方、子どもたちは通学している学校において、「金融」についての話を聞いたことがほとんどない実情が明らかになりました。

今回いただきました様々な参加者の声を次回に生かせるよう、また、子どもたちに金融の動きや金融庁の仕事について興味を持ってもらい、理解を深めてもらえるよう、次回もより良いものにしていきたいと思います。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 投資ファンドの大阪証券取引所の主要株主の認可請求に対して、金融庁が認可しない決定を伝え、相手方が「基準が不明確だ」と話していると聞いております。その点について御所見をお聞かせください。また、なぜ今回認可されなかったのか理由をお聞かせください。

A： 基準が不明確ということについては、株式会社証券取引所の主要株主認可手続については、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないため、現状において法令の定め以上に具体的な基準を設けることは困難であると考えております。

主要株主の認可は、取引所の主要株主が取引所の運営に大きな影響力を有することから、取引所の運営の公正性等を確保するため主要株主の適格性を審査するものです。今御指摘の件についての審査ですが、証券取引法に規定する認可基準に照らして行ったわけですが、認可申請者が議決権を行使することにより、株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこととする基準に適合しているとの確証を持っていないことから、証券取引法上の審問手続を経た上で認可しないこととしました。

(平成17年8月26日(金) 閣議後記者会見 抜粋)

Q： 今後投資ファンドとか、機関投資家が申請をしてきた場合、今回の理由に照らすと認可を得るのは相当難しいという見方もありますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

A： 一般論としてお答えしますと、取引所の主要株主の認可申請につきましては、個々の申請に応じて審査を行った上で、その審査内容について利益相反の可能性がなく、法令の要件に適合していると認められる場合には認可することになると考えております。

(平成17年8月26日(金) 閣議後記者会見 抜粋)

Q： カネボウの粉飾決算事件の一部報道に公認会計士法違反があります。一般的に公認会計士や監査法人に問題がある場合、行政上事実解明のためにどのような措置を取るのかお聞かせください。また、所管大臣として、この事態についてどのように受け止めていらっしゃいますか。公認会計士や監査法人の信頼回復等について、どうあるべきと大臣はお考えでしょうか。

A： 様々な報道がされていることは承知していますが、個別の事案に関するコメントは差し控させていただきます。

金融庁としては、公認会計士の監査を巡る状況について、常日頃から広く情報収集等を行っています。そうした中で法令に抵触するようなことがあれば、必要に応じ法令に基づいて、適切に対処していくことになります。

一般論として、虚偽のある財務書類を作成した経営者については、刑事・民事・行政上の責任を負うこととされており、これに加えて、虚偽のある財務書類を、故意または過失により虚偽のないものと証明した監査人についても、刑事・民事・行政上の責任を負うこととされているところです。こうしたことに抵触する事態があれば、必要に応じて、私共は法令に基づいて適切に対処していくことになると思います。

監査人、公認会計士、監査法人には大きな使命があるわけですから、虚偽に関与しているという事態が万が一あるとすれば、そうした信頼に対して大変大きな影響を与え、信頼を大きく揺るがすこととなりますので、関係者の方々が万が一にもそうしたことがないように努めていくことは当然のことです。また、そうしたことが起きないように態勢整備を進めていくことが非常に重要なことであり、監査人、公認会計士、そして監査法人の信頼が問われることですから、その使命に基づいて、適切な業務が行えるように最大限の努力をしていただきたいと思います。

(平成17年9月13日(火) 閣議後記者会見 抜粋)

Q： 在任の約一年間を振り返っていただき、御自身の取組みへの御評価と、再任にあたっての抱負、課題についてお聞かせください。

A： この一年間振り返ってみますと色々なことが金融行政を巡ってあったと思います。その中で私に課せられた大きな課題は、金融再生の総仕上げを実現していく。具体的には、「[金融再生プログラム](#)」の目標を達成していくことでしたので、「金融再生プログラム」に盛り込まれた諸施策を展開することによって、また関係者の皆様方の大変な御努力によってこの「[金融再生プログラム](#)」の目標以上の成果を得ることができたことは、非常に感慨深いものがあります。

更に「[金融再生プログラム](#)」以降の金融行政の指針として「[金融改革プログラム](#)」と「[工程表](#)」を策定・公表させていただきました。再任させていただくにあたって、この「[金融改革プログラム](#)」の諸施策を展開することによって、今後は活力ある金融システムを構築していくために全力を尽くしていきたいと思います。また構造改革を進めていくにあたって、金融改革は非常に重要な改革の分野ですので、決意も新たにこの金融改革の推進に一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

(平成17年9月21日(水) 初閣議後記者会見 抜粋)

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今回のキーワードは「グリーンシート」です。

「グリーンシート」とは、証券業協会が、未公開企業の株券等を売買するために、平成9年7月からスタートさせた制度で、本邦法人が我が国において発行する上場されていない株券等のうち、証券会社が証券業協会に対して届出を行って、その証券会社が継続的に売り気配・買い気配を提示している銘柄（グリーンシート銘柄）について売買できる制度のことをいいます。

我が国では、株式を公開した際のディスクロージャーのための内部体制の整備や、ディスクロージャーに伴うコストが加重であるといった理由から、中小企業の多くが株式を公開していませんでした。また、ディスクロージャーのなされない未公開株券等については、投資家にとっても投資判断のための材料に乏しく、流通を促すことが困難であるという問題点がありました。

従来、証券業協会の規則では、公開されていない有価証券については、証券会社が投資勧誘を行うことが禁止されてきましたが、上記問題点を踏まえ、証券業協会では、規則を改正し、**一定のディスクロージャーがなされることを条件に未公開企業の株券等を売買することを可能とするグリーンシート制度**を創設しました。

このような制度創設後も、グリーンシート銘柄については、証券取引法上特別の規定は設けられていませんでしたが、その後、グリーンシート制度の認知度を上げるとともに、インサイダー取引規制などの不公正取引ルールを適用してその信頼性を高めることによって、その売買の状況を活発にし、中小企業の資金調達を促すべく、平成17年4月から、証券取引法上、「**取扱有価証券**」として定義されるに至っております。

証券取引法において、「**取扱有価証券**」については、**インサイダー取引規制の対象**とされているほか、**売買価格等の公表義務**が規定されるなど、認知度を高めるとともに、その信頼性を確保するための制度が法定されております。

なお、グリーンシート銘柄についてのディスクロージャーについては、発行者の負担という上記問題点を踏まえ、グリーンシート銘柄であることを理由とするディスクロージャー義務は法定されておらず、証券業協会の規則にしたがって一定の会社情報を開示すれば足りることとされております。

このような証券取引法上の措置などにより、今後グリーンシート制度が幅広く認知され、売買も活発に行われることが期待されます。

【お知らせ】

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】、【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの[「ご意見箱」](#)にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが**100字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

[アクセス](#) ・ 「平成 16 年度実績評価書」、「平成 17 年度事業評価書」、「平成 16 年度総合評価書」及びそれらの要旨を公表

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。